

仕 様 書

1 納入物品

被留置者用給食

2 納入場所

延岡市愛宕町3丁目143番地2 延岡警察署留置事務室

3 納入仕様

- (1) 給食を入れる食器については、宮崎県（以下「甲」という。）の承認を得たものを使用すること。
- (2) 支給食事の量や献立、栄養価のバランスに配慮し、一定のカロリーの確保、調理場の器具、食器等の清潔の保持、従業員の健康管理等に問題がないこと。
ただし、朝食はパンと牛乳・ジュースも可能とし、また、年末年始の期間の給食並びにその翌日の朝食は、レトルト食品とパックご飯の給食も可能とする。
- (3) カロリーについては、1日3食で2,300kcalを目安とし、その検査のために年に数回、ある特定の1日における3食全ての献立（使用食材及びその分量を記録したもの）の提出に応じること。
- (4) 年間休みなく、1日3回（概ね07:20、11:30、16:30）の配達が可能であること。
- (5) 配達時間の概ね1時間30分前までの注文数の増減に対応可能であること。
- (6) 健康上、宗教上の理由（アレルギー食、粥食、肉類除去食等）に都度応じられること。
- (7) 甲からの要請により、翌日の朝食支給時間前に出発する者の朝食分として、再調理不要の食事（パン等）を前日の夕食配達時に配達できること。
- (8) 甲からの要請により、昼食分の携行食を当日の朝食配達時に配達できること。
- (9) 乙の都合により、やむを得ず給食を納入できない場合は、事前に甲に連絡し了承を得ること。